

# 成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の推進

## 成育基本法に基づく取組の推進のための普及啓発等

令和6年度概算要求額：こども家庭推進事業委託費 32.6億円の内数（18.2億円の内数）

### 目的

○ 妊産婦やこども等の成育過程にある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育などの幅広い分野において、成育過程にある者に対して必要なサービスを切れ目なく提供することを目的として、平成30年12月に成育基本法※が成立、令和元年12月に施行された。

○ 同法を踏まえ、従来、妊産婦やこども等に対する保健分野を主にカバーしてきた「健やか親子21」の取組を更に深化させるとともに、成育過程にある者に対し、医療、教育などの幅広い分野において横断的な視点での総合的な取組を図っていくことが必要である。

○ このため、従来までの「健やか親子21」の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野も含め、成育基本法に基づく取組を推進していくため、各自治体の母子保健事業の実施状況を把握し、成育医療等基本方針に基づく評価指標のデータを更新し、健やか親子21のサイトにて公表していくとともに、成育過程にある者など当事者も含めた社会全体に対し、効果的な普及啓発等を実施するための経費を計上。

※成育基本法：「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）

○ 母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理の上、包括的に情報発信する。

### 実施主体・補助率等

◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）

◆ 補助率：定額

◆ 事業内容：（1）専用ウェブサイトの開設・管理、健やか親子21事務局の運営等

（2）各自治体の母子保健事業の実施状況の把握、成育医療等基本方針に基づく指標のデータ更新等

（3）コンテンツの整理、情報発信

# 成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するため施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)

※ 2018年12月14日公布、2019年12月1日施行

## 法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

## 主な内容

### ○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを産み、育てることができると環境の整備

### ○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

### ○関係者相互の連携及び協力

### ○法制上の措置等

### ○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

### ○成育医療等基本方針の策定と評価

- ・案を作成するときは、こども家庭審議会（※）の意見を聴く  
※ 令和5年3月までは、厚生労働省に設置された成育医療等協議会
- ・閣議決定により策定し、公表する
- ・少なくとも6年ごとに見直す

### ○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等  
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

### ○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

# 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）（抜粋）

## （教育及び普及啓発）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育（食育を含む。）並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

## （医療計画等の作成に当たっての配慮等）

第十九条 都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

## 2・3（略）

⇒ 政令で定める計画に、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十七条第一項に

### 規定する都道府県食育推進計画が含まれる。

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第170号）第8条第9号）

## 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」について

- 成育基本法第11条第1項の規定に基づく同方針については、令和2年度に策定。
- 令和5年3月に所要の改定を行い、令和5年度から令和10年度までの6年程度を1つの目安として策定。
- 成育医療等基本方針では、成育医療等の現状と課題として、「低出生体重児の割合の増加」、「学童期・思春期における全般の問題」、「食生活等生活習慣に関する課題」に栄養・食生活に関する課題が明記されるとともに、これらに関連した評価指標を設定。

# ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業の拡充）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数＋事項要求  
 （162 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 1. 施策の目的

○ ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

## 2. 施策の内容

① 地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせて実施することができる。

ア 生活指導・学習支援

**イ 居場所づくり支援（従来の「食事の提供」）**

⇒こども食堂などの食事の提供や体験教室などの体験型学習のような多様な居場所の提供に活用。

ウ 連携体制整備

② 「地域こどもの未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるため、これまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を実施した場合には、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。また、自治体負担の激変緩和措置も設ける。

## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2（上記 2.②の場合の特例：国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3）

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4（上記 2.②の場合の特例：国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市区町村 1 / 6）

見直し 国 2 / 3、市区町村 1 / 3 ⇒上記 2.②の場合に限り、市区町村の判断で実施できるよう、直接補助も選択可とする

【補助単価】

ア. 生活指導・学習支援

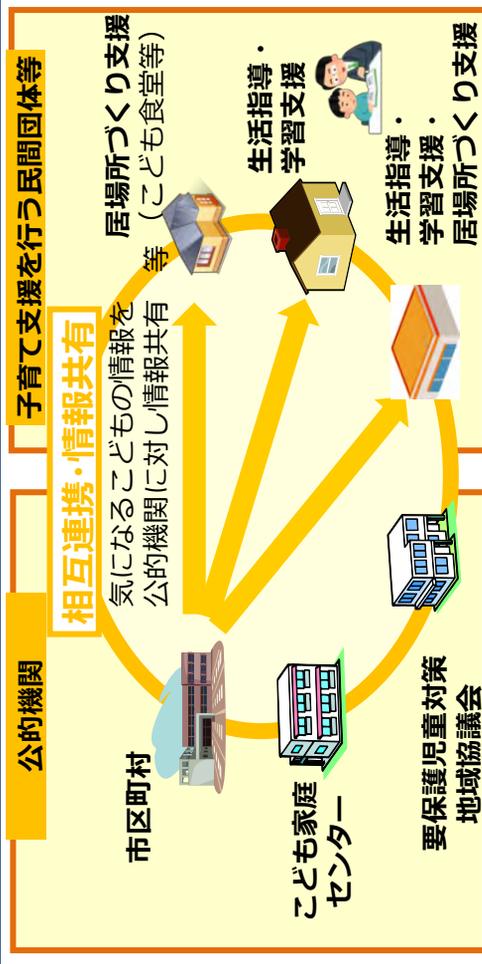
- (1) 事務費 1 か所当たり 2,746千円
- (2) 事業費（集合型） 1 か所当たり 4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）
- (3) 事業費（アウトリーチ型） 1回の訪問が1日の場合 10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）
- (4) 実施準備経費 1 か所当たり ① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

イ. 居場所づくり支援（従来の「食事の提供」）

- 1 か所当たり：3,500千円

ウ. 連携体制整備

- 1 実施主体当たり：453千円 → R6要求：2,912千円 拡充



# 食品ロス削減推進調査事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和6年度概算要求（案）額 36百万円（令和5年度予算額 46百万円） [食品ロス削減推進調査経費]  
令和6年度概算要求（案）額 1.6百万円（令和5年度予算額 1.5百万円） [食品ロス削減推進会議]

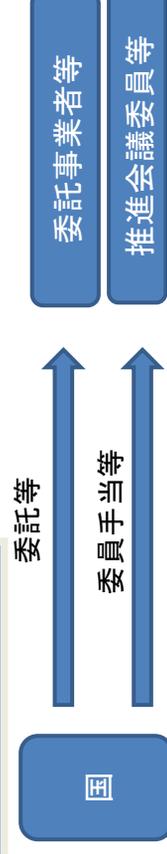
## 事業概要・目的・必要性

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減を「我が事」として自発的に取り組んでいくようにすることが重要です。
- このため、食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できよう、資材の提供、教育、普及啓発を推進します。
- また、食品ロスに関する実態、先進的な取組や優良事例等を広く提供できよう、情報収集や調査等を実施します。

## 事業イメージ

- 消費者等への普及啓発のための人材育成等
  - ・世代やライフスタイルなどを考慮しつつ、啓発すべきテーマや対象の特性に応じた資材を開発し、提供します。
  - ・地方公共団体において取組を推進できるよう、地方公共団体職員及び地域で取組を推進する人材を育成するための研修会等を行います。
- 先進的な事例や優良事例等の全国的な展開
  - ・「食品ロス削減推進表彰」を実施し、優れた取組を表彰します。
  - ・「食品ロス削減全国大会」において、消費者庁セッション等を設けるなど、地方公共団体の取組事例や推進計画の内容等を広く紹介することにより、地方における推進計画の策定を支援します。
- 諸外国における制度等の調査
  - ・海外における食品ロス削減に関する制度等の調査を行います。
- 食品ロス削減推進会議の開催
  - ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組状況のフォローアップ等を行います。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 全ての都道府県及び政令市を始めとする地方公共団体において、食品ロス削減の取組を推進します。
- 事業系食品ロス、家庭系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロスを半減します。

# 2025年大阪・関西万博に向けた食品ロス削減実証事業（消費者庁消費者教育推進課）

## 令和6年度概算要望（案）額 10百万円 【新規】

### 事業概要・目的・必要性

○2025年大阪・関西万博について、消費者庁では、「2025年大阪・関西万博アクションプラン」に基づき、会場内において、ナッジを応用した来場者向けの啓発活動に取り組み、来場者による食品ロスの削減を図ることとなっています。

○2020年東京オリンピックでは新型コロナウイルス感染拡大により無観客で開催されており、数百万人規模の来場が見込まれる大規模イベントでの来場者向けの普及啓発の前例がないため、2025年大阪・関西万博に向けては実証を行い、最適な普及啓発方を事前に確立させる必要があります。

○なお、大規模イベントでの食品ロス削減については、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月閣議決定）」においても政府が取り組む基本的施策に位置付けられています。

### 事業イメージ・具体例

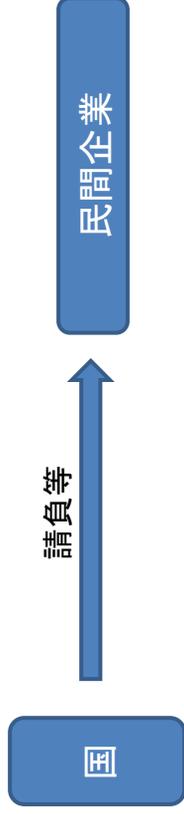
#### 1. 実証事業の内容

- ナッジ理論を応用した消費者に対するメッセージや実証店舗における食品ロス量の計測方法を検討（複数パターン作成）
- （1）で検討したメッセージや計測方法について、実店舗を使用して効果的な手法を検証するとともに、食べ残しの持ち帰りについても検証
- （2）と同時に店舗の業種・業態等による食品ロスの傾向等を分析（店舗面積、席数、時間帯等による店舗要素別の食品ロスの原単位の設定など）

#### 2. 実証結果の活用

- 実証で得られたデータをもとに、大規模イベントのみならず、飲食店等でも活用できる「外食産業における消費者の食品ロス削減ガイドライン」を作成
- 実証結果を踏まえて、2025年大阪・関西万博で使用する共通デザインを作成

### 資金の流れ



### 期待される効果

- 2025年大阪・関西万博においてエビデンスに基づいた消費者向け食品ロス削減普及啓発を実施し、会場内の食品ロスを削減。
- 事業で作成したガイドラインについては、今後の大規模イベントや外食産業で活用されます。

# 消費者安全の啓発に必要な経費（消費者庁消費者安全課）

令和6年度予算（案）額 110百万円

（令和5年度予算額 71百万円）

## 事業概要・目的・必要性

- 消費者庁では従前、消費者の関心が高い食品の安全性や健康食品をテーマとしたリスクコミュニケーションを実施してきた。近年では東京電力第一原子力発電所の事故を受け、食品中の放射線物質に関するリスクコミュニケーションを重点的に実施。
- 令和6年度より、食品に関する衛生規格・基準等の食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されることが決定（関連法案が令和5年度に成立）。同決定では、移管により「科学的知見に裏打ちされた啓発の推進や、販売現場におけるニーズ等の規格・基準策定に係る議論へのタイムリーな反映が可能」とし、骨太の方針でも「食品衛生基準行政の機能強化を推進」とされている。
- 他方、厚生労働省では、衛生規格・基準の策定に際し、パブリックコメントの実施に留まらず、提示資料には改正後の数値等が示されているのみで、改正理由やその根拠は明示されておらず、当該規格・基準のメリットやリスクの程度を十分に伝えうるものとなっていない。また、得られる意見も一般的かつ定性的なもの（良い、嫌いなど）に留まるのが通例。
- 近年、ゲノム編集技術応用食品や細胞農業等、食へのニーズの多様化等を背景として、これまで流通していなかった新たな食品の開発が行われる中、これらの食品を含む食品の衛生規格・基準に対する消費者等の理解の増進や信頼の構築の重要性が増加。
- さらに、いわゆる「健康食品」に対する消費者等からの関心の高さにも関わらず、厚生労働省において十分にリスクコミュニケーションを実施してこなかった。
- リスクコミュニケーションの豊富な経験とチャンネルを有する消費者庁に食品衛生基準行政が移管されることを契機として、衛生規格・基準に関する情報提供と意思疎通を強化する必要がある。

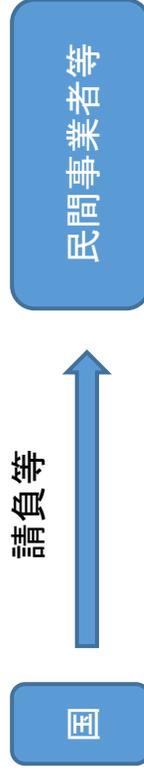
## 事業イメージ・具体例

- 食品に関する衛生規格・基準に関する消費者等との意見交換会の積極的な展開（具体例）
  - ・ 東京や大阪等の大消費地における消費者、生産者、事業者等との意見交換会の実施
  - ・ 大学における大学生等との意見交換会の実施
  - ・ 食に関するイベントにおける情報発信

## 期待される効果

- 食品の衛生規格・基準に関する消費者等の信頼構築
- 販売等現場や消費者行動の衛生規格・基準の策定へのタイムリーな反映

## 資金の流れ



# 食品衛生基準行政に係るリスクコミュニケーションの強化

## 食品安全の確保のための枠組み※(リスクアナリシス)

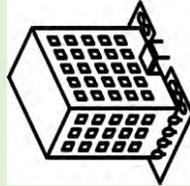


- ・リスクコミュニケーション  
リスクアナリシスの全過程において、関係者間でリスクについての情報・意見を交換
- ・リスク評価  
食品中の有害物質によって、どれくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価
- ・リスク管理  
リスク低減のための政策・措置を検討し、必要に応じ実施

※ 食品安全基本法に位置づけ

## 現状

- ・改正後の規格基準のみを提示しており、改正根拠や改正理由の説明がない。  
(例：農薬インピラザムの基準値案「レタス40ppm(旧10ppm)」など)



厚生労働省

パブリックコメントによる意見の聴取のみ  
(情報・意見が一方通行)



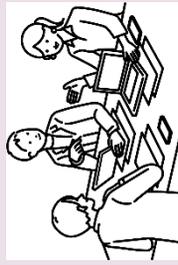
- (コメントの例)
- ・農薬等は厳しく規制すべき
  - ・誰でも分かる説明をしてほしい
- など

## 問題点

- ・結果のみ示され、その過程等に対する説明がない。
- ・農薬等の使用面に係るベネフィットを伝えられていない。
- ・リスクの程度等の考え方を説明しきれていない。

↑  
寄せられるコメントも定性的なものにとどまり、  
理解の増進や信頼の構築に至っていない。

## 今後



消費者庁  
での  
意見交換会



大学  
での  
意見交換会



様々な形での意見交換

- ・説明を対面で実施
- ・意見を複数回やり取り



イベント  
での情報発信・  
意見交換会

新たに規定する規格基準が、許容できるリスクかつリスクを上回るベネフィットになっているかの議論が可能となる。



## 期待される効果

- 新たな食品を含む食品の衛生規格・基準に関する消費者等の信頼構築
- 販売等現場や消費者行動の衛生規格・基準の策定へのタイムリーな反映

## リスクコミュニケーションの実績

テーマ	2018	2019	2020	2021	2022
食品中の放射性物質	136	111	79	99	140
健康食品	8	5	1	1	4
輸入食品	—	—	—	1	—
農薬	—	—	—	2	—
食中毒	—	—	1	1	—
食品添加物	1	1	1	1	—
その他(食品リスクの考え方等)	26	38	19	7	31
うちゲノム編集技術応用食品	—	(5)	(2)	(2)	(1)
合計(回)	171	155	101	112	175

# リスクコミュニケーションの実施に当たり発生する具体的な業務

## 企画・立案

- ・テーマの検討
- ・関係府省(食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省)の要望の確認
- ・人々の関心を惹くコンテンツの組合せ等企画案を作成
- ・開催時期、場所等の検討
- ・庁内方針、幹部レク、クリア

## 関係府省庁との連絡・調整

- ・関係府省庁(経済産業省、復興庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省)とテーマ、コンテンツ、企画案を協議、専門的な内容の精査。
- ・パネリスト(外部専門家、生産者、流通業者、消費者)の選定・打ち合わせ
- ・必要に応じて関係府省の参加を依頼。



## 開催地との調整

- ・開催地の地方自治体と日程、場所、関係者の参加や共催や後援の有無等について調整。



## リスコミの開催

- ・各開催地への出張・出席
- ・会合全体の管理責任者としてリスコミに参加する外部専門家や関係府省等との現地での連絡調整
- ・説明・司会進行
- ・委託先の準備状況の確認・指導、イベント全体の進行管理、トラブル対応

## 委託先業者の選定・実施内容等の調整等

- ・入札資料の作成、契約審査委員の選定
- ・契約関係手続の実施
- ・関係府省庁との調整を踏まえて内容の詳細の決定・委託先業者との調整
- ・説明資料の策定
- ・参加者の募集・広報(プレスリリース、庁幹部による会見、HP掲載等)

## 結果のとりまとめ・改善対応

- ・消費者の正しい理解の促進による風評影響の抑制、消費者の声の汲み上げ
- ・参加者アンケートや現場での調整の結果を踏まえた改善点の検討
- ・委託先との改善方策の導入の調整・実施
- ・結果のとりまとめ、HP掲載用広報資料の作成



## リスクコミュニケーションの具体例①（令和4年度実施）

### 1. 一般消費者を対象とした意見交換会

- 食品の放射性物質に関する安全性をテーマとして、東京都及び大阪府において実施
- パネルディスカッション方式で意見交換を行い、ジャーナリストや研究者をパネリストとして招致
- 東京都で130名、大阪府で117名の参加がなされた。



【東京会場】



【大阪会場】

### 2. 被災地の食品の安全性及び魅力発信のためのイベント

- 被災地の食品の安全性及び魅力等の発信を目的として横浜及び東京においてイベントを開催
- パネル展示・動画放映、放射線測定体験、製品の試食、トークショーを通じて幅広い層の消費者に情報提供
- 横浜のイベントでは581名、東京でのイベントには1,831名の参加がなされた。



【横浜のイベントでの  
パネル展示の様子】



【東京のイベントでの  
体験コーナーの様子】